

航空機ジェット燃料流出事故に対する意見書

去る 9 月 27 日午後 10 時 30 分頃、米空軍嘉手納基地中央に位置する南側滑走路の燃料輸送タンクから、ジェット燃料 JP - 8 が約 2,950 リットル（ドラム缶 15 本分）流出する事故が発生した。

米軍は、排水溝への流出はなく基地外への影響はないとのことであるが、ジェット燃料は、燃料タンクから約 100 m も流出した跡があり、一部では芝生が枯れているのも確認されている。

県企業局によると、同基地内には地下水をくみ上げる井戸があり、北谷町以南に送水されている。土壌汚染により、燃料が徐々に地下に浸透していくことも考えられることから、基地外においても水質汚染や環境汚染の被害拡大が予想される重大な事故である。

これまでも嘉手納基地内ではたびたび燃料漏れ事故が発生し、今年の 3 月 23 日にも空中給油機の接触事故から燃料流出事故が発生しており、嘉手納基地の安全管理体制に対し強い怒りと不安にかられている。

また、関係自治体への事故の通報は、発生から約 20 時間後で、基地周辺住民の健康や環境への配慮が欠如していると言わざるを得ない。さらに、県による立入調査も目視だけに制限するなど、米軍の町民軽視な対応は甚だ遺憾であり、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 2 整備点検及び安全管理を厳重に行い、再発防止を図ること。
- 3 事故に関する情報の伝達を速やかに行うこと。
- 4 国内法に基づく環境調査、検証等の基地内立入を認めること。
- 5 現状回復を徹底して行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 22 年 10 月 6 日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄防衛局長
外務省特命全権大使（沖縄担当）